平成２２年（フ）第２２号
島根県益田市東町35番13号
債務者　福原喜久代
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月22日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第１３５１号
東京都足立区東綾瀬１丁目29―16―201
債務者　本田　重雄
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２４６３号
東京都足立区六月１丁目９－３
債務者　染谷智恵子（旧姓深井）
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２６号
東京都墨田区立花１丁目１番12号森アパート201
債務者　飯嶋　重夫
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８４５５号
埼玉県草加市遊馬町1138―４
債務者　三村　將弘
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２４２号
静岡県焼津市飯淵1028番地
債務者　岡田　　優
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０００号
静岡市葵区昭府１丁目20番30―５号
債務者　吉澤　里夏
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月23日午後４時20分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６２５号
東京都西多摩郡瑞穂町大字石畑1810番地１
債務者　川島真由美（旧姓小町）
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４９０号
東京都町田市成瀬2567番地１コンフォートマシモ203
債務者　佐藤　秀之
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４９１号
東京都町田市成瀬2567番地１コンフォートマシモ203
債務者　佐藤あけみ
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５０９号
東京都八王子市北野町523番地６グランコンフォート201号
債務者　冨川　珠梨
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５３２号
東京都稲城市向陽台５丁目10番地リベレ向陽台４―105号
債務者　福嶋　朝夫
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５３３号
東京都府中市美好町１丁目39番地の４
債務者　二階堂　彰
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５４５号
東京都清瀬市野塩２丁目387番地清瀬野塩アパート20―202号
債務者　荻野　秋子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５６３号
東京都東久留米市八幡町１丁目２番１―204号
債務者　小野寺大輔
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部